

秋田県告示第202号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許願書の提出があったので、同法第3条第1項の規定に基づき、次のとおりその要領を告示し、願書及び関係書類を縦覧に供する。

平成29年4月7日

秋田港港湾管理者 秋田県

代表者 秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 願書の要領

(1) 埋立出願人の住所氏名

ア 出願人住所 秋田市山王四丁目1番1号

イ 出願人名称 秋田県

ウ 代表者住所 秋田市山王四丁目1番1号

エ 代表者氏名 秋田県知事職務代理人 秋田県副知事 堀 井 啓 一

(2) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

ア 埋立区域

(ア) 位置 秋田県秋田市向浜2丁目38-6、3-1の地先公有水面

(イ) 区域

a 1 工区 次の地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ線、②の地点から⑪の地点までを順次結ぶ平成28年の秋分の満潮位（D. L. +0.20m）における公有水面と国有海浜地との境界線、⑪の地点から⑬の地点までを順次結ぶ昭和51年3月26日付け秋田県指令50-163号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +0.44mにより決定）、⑬の地点と⑭の地点を結ぶ線及び①の地点と⑭の地点を結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 秋田港旧南防波堤灯台（北緯39度45分34.8秒、東経140度02分19.5秒）から144度48分13秒982.635mの地点

②の地点 ①の地点から79度19分16秒 260.451mの地点

③の地点 ②の地点から151度04分14秒 18.452mの地点

④の地点 ③の地点から160度26分47秒 40.485mの地点

⑤の地点 ④の地点から175度54分22秒 40.266mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から192度30分12秒 43.300mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から202度54分20秒 48.015mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から165度34分16秒 40.086mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から185度43分28秒 41.697mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から181度22分53秒 40.866mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から182度51分51秒 41.301mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から259度23分31秒 190.785mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から169度15分47秒 5.500mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から260度47分48秒 5.506mの地点

b 2 工区 次の地点のうち⑮の地点と⑯の地点とを結ぶ既設防波堤との境界線、⑯の地点から②の地点までを順次結ぶ平成28年の秋分の満潮位（D. L. +0.20m）における公有水面と国有海浜地との境界線、②の地点から①の地点までを順次結ぶ線及び⑮の地点と①の地点を結ぶ線により囲まれた区域

⑮の地点 秋田港旧南防波堤灯台（北緯39度45分34.8秒、東経140度02分19.5秒）から114度53分12秒501.328mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から106度19分34秒 300.142mの地点

⑰の地点 ⑯の地点から170度41分46秒 43.641mの地点

⑱の地点 ⑰の地点から169度45分21秒 40.001mの地点

⑲の地点 ⑱の地点から171度45分49秒 40.032mの地点

⑳の地点 ⑲の地点から141度37分50秒 44.840mの地点

㉑の地点 ㉐の地点から152度37分38秒 41.760mの地点

㉒の地点 ㉑の地点から166度26分40秒 40.050mの地点

㉓の地点 ㉒の地点から182度07分51秒 41.021mの地点

㉔の地点 ㉓の地点から194度49分48秒 44.320mの地点

㉕の地点 ㉔の地点から200度18分34秒 46.660mの地点

②⑥の地点 ②⑤の地点から173度49分49秒 40.124mの地点
 ②⑦の地点 ②⑥の地点から155度44分16秒 41.151mの地点
 ②②の地点 ②⑦の地点から151度04分14秒 23.666mの地点
 ②①の地点 ②②の地点から259度19分16秒 260.451mの地点

(ウ) 面積

a 1工区 80,495.08平方メートル
 b 2工区 144,457.92平方メートル
 c 全 体 224,953.00平方メートル

イ 埋立てに関する工事の施行区域

(ア) 位置 秋田県秋田市向浜2丁目38-6、3-1、3-9の地先公有水面、昭和51年3月26日付け秋田県
 指令50-163号の免許に係る埋立ての埋立区域の一部

(イ) 区域

a 1工区 次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊦の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 ㊦の地点 秋田港旧南防波堤灯台(北緯39度45分34.8秒、東経140度02分19.5秒)から155度15分15秒
 919.120mの地点

㊦の地点 ㊦の地点から79度19分16秒 673.466mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から167度30分50秒 242.941mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から258度37分58秒 121.221mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から169度17分54秒 110.707mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から259度19分16秒 359.969mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から169度19分21秒 182.140mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から259度19分16秒 200.005mの地点

b 2工区 次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊦の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 ㊦の地点 秋田港旧南防波堤灯台(北緯39度45分34.8秒、東経140度02分19.5秒)から121度23分38秒
 287.309mの地点

㊦の地点 ㊦の地点から106度19分34秒 538.003mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から95度58分51秒 169.284mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から136度07分12秒 391.520mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から257度39分56秒 184.534mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から167度30分41秒 74.681mの地点
 ㊦の地点 ㊦の地点から259度19分16秒 673.466mの地点

(ウ) 面積

a 1工区 263,784.76平方メートル
 b 2工区 385,788.21平方メートル
 c 全 体 649,572.97平方メートル

(3) 埋立地の用途 埠頭用地

2 願書及び関係図書の縦覧の期間及び場所

- (1) 出願の年月日 平成29年3月29日
- (2) 縦覧期間 平成29年4月7日から同月27日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
- (3) 縦覧場所 秋田県建設部港湾空港課及び同部秋田港湾事務所並びに秋田市産業振興部商工貿易振興課